一般社団法人
Exam Association
ボディージュエリスト検定協会

個人、法人会員様は
無料で加入する事が出来ます。

賠償補償制度のご案内 施設賠償責任保険）

会員の皆様のボディージュエリー事業による賠償責任リスクを補償

お支払いとなる事故事例

補償 1

☑ ボディージュエリー施術中の賠償補償

- ◆ 施術時の薬剤により、お客様の肌にアレルギーや炎症が発生した。
  (アレルギー体質の方には予めパッチテストを行います)
- ◆ サロンにおいて、お客様の衣服や携行品を汚損・破損させてしまった。

注1　帰宅後は補償しません
注2　施術内容が美容行為の範囲外は補償しません。

補償 2

☑ サロンの施設賠償補償

- ◆ 施設内の漏水によりお客様が怪我をした。
- ◆ 施設内の照明器具が落下し、又は転倒しお客様が怪我をした。
- ◆ 店舗内で火災が発生し、お客様が怪我をした。　・・・等々

補償限度額と自己負担額

補償限度額 ＝ 100万円（自己負担額1万円）

※保険期間通算で100万円を超える金額は、対象となりません。
※1万円以内の補償は対象となりません。

保険をお支払いできない主な理由

- ◆ 会員の故意によって生じた損害
- ◆ 天災、事変、日本以外の国との紛争に寄って生じた損害
- ◆ 会員の同居の親族に対する損害
- ◆ ボディージュエリーの仕上がり不良
- ◆ 施術後(帰宅後)の肌荒れ
- ◆ 販売した商品が原因となった

保険の窓口グループ
LIFEPLAZA PARTNERS 株式会社ライフプラザパートナーズ
福岡FA第二営業部
ファイナンシャルアドバイザー
Nobuyoshi Sato
佐藤　史好
〒812-0011 福岡県福岡市博多区駅前2-2-1 福岡センタービル12F
携帯 080-4350-7972 TEL092-432-7890 FAX092-432-7890
E-mail no.sato@lifeplaza.co.jp　URL.http://www.lp-partners.co.jp

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会

協会員会員 兼 施設賠償補償保険 入会申込書

ＢＥＡ協会員、施設賠償補償保険に入会を申し込みます。別紙の※(個人情報保護方針)に目を通し同意した上で入会を申し込みます。

申　込　内　容			
申込日	平成　　年　　月　　日	入会年度	平成　　年度
氏名	漢字　　印	会社名	
	ふりがな	店舗名	
住所	〒　　※マンション名 部屋番号まで記入下さい。		
連絡先	TEL　－　－	FAX　－　－	携帯　－　－
E-Mail	携帯　@docomo.ne.jp　@ezweb.ne.jp　@softbank.ne.jp　@i.softbank.jp　その他 (	パソコン	

会員種別	□GOLD会員　□SILVER会員　□一般会員		
技術取得	平成　　年　　月頃	スクール名	
活動形態	店舗サロン　・　自宅サロン　・　その他（　　）		
活動場所	登録住所と同じ　・　異なる場合の場所※異なるを選択の方は下記へご記入ください。 〒		
ホームページ	http://	予約電話	－　－

入会費・年会費	※一般会員の方は入会費・年会費共に無料です。 ※施設賠償保険なし	
	☑SILVER会員　（・入会金 ￥3.000　・年会費 ￥0　・月会費 ￥1.000）　（一括払 ￥12.000） ※施設賠償保険自動加入　(税別)	
	□GOLD会員　（・入会金 ￥5.000　・年会費 ￥0　・月会費 ￥5.000）（毎月自動引き落とし） ※施設賠償保険自動加入　(税別)	
支払方法	※口座振込	※口座引き落し

ご入会の動機をお聞かせ下さい。

私は入会規約、ガイドラインに準じ、各サポート内容に同意した上で上記の内容にてお申し込み致します。

氏 名　　印

FAX でのご返送は
FAX:092-791-1242

郵送でのご返送は
一般社団法人ボディージュエリスト検定協会　管理部宛
〒810-0012 福岡県福岡市中央区白金 1-18-37 アトゥウリエ薬院 606
ＴＥＬ：092-791-1240

Copyright(c)2014 BodyJewelist Exam Association All Rights Reserved.

【入会規約】

以下のとおり、一般社団法人ボディージュエリスト協会（以下、「当協会」といいます。）の入会規約を定めます。協会員は、当規約の内容を遵守するものとします。

第１条　（協会理念）
協会員は、当協会の掲げる「協会理念」を理解し、賛同します。

第２条　（ガイドラインの遵守）
（１）協会員は、ボディージュエリーに関する営業活動において、当協会の定める「ボディージュエリー施術に関するガイドライン」をはじめ、当協会の各種ガイドラインを守るものとします。
（２）協会員は、当協会の運営に関し、本部又は支部が取り決めた事項を遵守するものとします。

第３条　（トラブルの報告の義務）
協会員は、ボディージュエリーの施術（以下、「施術」といいます。）に関するトラブルや事故があった場合は、情報のため、必ず直ちに当協会まで報告するものとします。

第４条　（会員情報の変更）
協会員は、住所、氏名や連絡先など会員情報に変更があれば、速やかに当協会に連絡するものとします。

第５条　（協会員）
（１）協会員の種類は、①一般会員、②SILVER会員及び③GOLD会員の３つとします。
（２）当協会は、入会の申込みがあった場合、入会審査を行います。当協会が協会員として不適当と判断した申込者については、理由を告げることなく、入会をお断りすることがあります。

第６条　（一般会員）
（１）入会希望者が 一般会員に申し込むためには、ボディージュエリストの資格取得のための講座を受講し、資格を取得した方でなければなりません。
（２）前項の資格が、当協会以外の団体が発行する資格である場合、申込者は、当協会が別途実施する審査に合格する必要があります。

第７条　（SILVER会員）
（１）入会希望者がSILVER会員に申し込むためには、ボディージュエリスト資格取得のための講座を受講し、資格を取得した方でなければなりません。
（２）前項の資格が、当協会以外の団体が発行する資格である場合、申込者は、当協会が別途実施する技術審査に合格する必要があります。
（３）自己のサロンを開業している方、サロンに勤務している方、又はサロン開業準備中の方でなければ、SILVER会員となることはできません。

第８条　（GOLD会員）
（１）入会希望者がGOLD会員に申し込むためには、ボディージュエリストの資格取得のための講座を受講し、資格を取得した方でなければなりません。
（２）前項の資格が、当協会以外の団体が発行する資格である場合、申込者は、当協会が別途実施する技術審査に合格する必要があります。
（３）自己のサロンを開業していない方は、GOLD会員となることはできません。

第９条　（会費）
（１）協会員が当協会に対し支払う会費は、以下のとおりとします。

一般会員	月会費	無料
	年会費	無料
SILVER会員	月会費	１０００円（税別）　　※一括１２０００円（税別） ＊支払方法は、一括前払いお振込となります。
	年会費	無料
	入会金	３０００円（税別）
GOLD会員	月会費	５０００円（税別） ＊支払方法は、預金口座からの毎月の自動引落しとします。
	年会費	無料
	入会金	５０００円（税別）

（２）協会員が中途退会した場合であっても、支払済みの会費の返金はいたしません。

第１０条　（テキスト等の取扱い）
（１）当協会は、協会員に対し、以下に列挙するテキストや資料（以下、「テキスト等」といいます。）を貸与します。

・ボディージュエリーの施術のテキスト
・ボディージュエリーのサンプル画像を記録した媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）

（２）協会員は、協会から貸与されたテキスト等を厳重に管理するものとし、第三者に対し、譲渡、贈与、貸与等の処分をしてはなりません。
（３）テキスト等の著作権は、当協会に帰属します。協会員は、当協会の事前の書面による同意がない限り、テキスト等を複製し、又はテキスト等をインターネット等を通じて配信してはなりません。

第１１条　（公認商材）
協会員は、施術にあたり当協会が公認する商材（以下、「公認商材」といいます。）を使用することが推奨されます。公認商材以外の商材を使用した施術は、当協会の協会員としての施術とは見なされないものとし、施術により第三者との間で生じたトラブルについて、当協会は一切関知せず、また、一切の責任を負わないものとします。

第１２条　（会員期間）
（１）申込者が当協会の会員となる期間は、当協会が定める入会日から１年間とします。
（２）前項に定める期間中に、いずれの当事者からも別段の意思表示がない場合、当該期間は同一の条件により満１年間、自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

第１３条　（退会事由）
（１）協会員は、いつでも当協会を退会することができます。
（２）協会員が以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当協会は、協会員を退会させることができるものとします。

①当規約又は当協会が定めるガイドラインに違反し、当協会が改善を求めてから１週間経過後も違反状態が解消されないとき。
②会費を滞納し、その状態が満２ヶ月以上継続したとき。
③当協会の協会員としての活動の内外を問わず、違法行為、不正行為、公序良俗に違反する行為及びその他これに準ずる行為等、当協会の協会員として相応しくない行為に及んだとき。

第１４条（退会の場合の措置）
（１）協会員が当協会を退会する場合は、退会手続に関する当協会の指示に従うものとします。

（２）協会員は、未払いの会費がある場合は、退会日までに滞納額の全額を支払わなければなりません。協会員は、退会後も当協会に対する残債務がある場合、残債務及びこれに対する退会の日の翌日から支払済みまで年１０％の割合による遅延損害金を当協会に支払うものとします。
（３）協会員が当協会を退会する場合は、退会日までに、以下の物品を当協会に返却するものとします。送料は、協会員に負担して頂きます。
①当協会から貸与したテキスト等。
②会員証。

第１５条　（地位の譲渡等）
（１）協会員は、当協会の書面による事前の承諾なく、当協会の協会員としての地位又は本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
（２）当協会は、本規約にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約に基づく権利及び義務並びに協会員に関する情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、協会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなします。

第１６条　（本規約の変更）
当協会は、本規約を変更することができます。当社は、本規約を変更した場合は、個別連絡又はホームページ上に告知する方法で当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、当協会の定める期間内に協会員が退会手続をとらなかった場合には、協会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

【2014 年 11 月 5 日制定】

ボディージュエリー施術に関するガイドライン

第一条 運営について

1.アフターケアに関する説明は、ボディージュエリーの施術（以下、「施術」という。）の前におこなう。

2.毎回施術前に皮膚アレルギーの有無を確認し、施術前に必ずパッチテストを行なう。２回目以降の施術となるお客様に対しても、アレルギー確認・パッチテストの実施を徹底する。

第二条 サロンの設備について

1.施術時、手元が十分に見えるよう明るい環境にする。

2.施術者が安定した座位にて施術を行なえる環境にする。

3.施術中に限らず、営業中は常時換気を行なう。

4.営業所内に随時使用できる手洗い設備と消毒スペースを設置する。

第三条 安全対策について

1.施術はクライアントが着座又は、うつぶせ等の状態でおこなう。

2.使用するものにアレルギーがある場合は施術をしない。

3.施術中にクライアントの健康状態に変化があった場合は、直ちに施術を中止する。

4.グルー使用中は、火気のあるものは避けるように施術をおこなう。

5.グルー使用中は、お子様の手が届かない場所に配置し施術をおこなう。

第四条 衛生管理について

1.施術前後は、消毒液で手首までしっかり衛生手洗いをおこなう。

2.施術前後は、使用する道具一式全てに対して消毒をおこなう。

2.お客様に使用するコットン・綿棒・スティック等は使い捨てにする。

その他の会員についても、上記の内容に準じ施術・接客を行なうものとする。

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会

【2014 年 11 月　5 日制定】

11 月 5 日【個人情報保護方針】

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会(以下、「当協会」と記します。)は、当協会が業務上取得・使用するご利用者様の個人情報について、ご利用者様の人格尊重を基本とし、個人情報を適切に取り扱うことを理念とし、個人情報の保護をいっそう強化して当協会の事業理念にふさわしい自主的なルールと体制を整え、ご利用者様への安心・安全・信頼のサービスをご提供していくため、本個人情報保護方針を定めます。

当協会は、当方針並びに当方針に基づいて策定した個人情報保護の施策を、全てのスタッフが遵守することにより、ご利用者様に安心して当協会のサービスをご利用頂きたいと考えております。

1. 個人情報の管理

当協会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため不正アクセス対策など適当な情報セキュリティ対策のための施策を講じます。

2. 個人情報の取得

当協会は、個人情報の入手にあたり、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により入手することは致しません。

3. 個人情報の利用目的

当協会がご利用者様から取得した個人情報は、以下の利用目的のために利用します。

①当協会のホームページや印刷物上で、当協会の活動内容を広報するため。
②当協会の活動に関する各種ご案内、お問合せ等の対応のため。
③ご利用者様の登録・管理、会費・受講料のご請求等、当協会の業務運営のため。
④当協会の規約に違反する行為への対応のため。
⑤規約の変更など、当協会から重要なお知らせを通知するため。
⑥上記の利用目的に付随する利用目的のため。

4.個人情報の開示等

当協会は、ご利用者様から個人情報についての開示、訂正、利用停止、消去等の請求がなされた場合には、個人情報の保護に関するその他の法令に従い誠実に対応します。ただし、個人情報の保護に関する法律その他の法令により、当社が開示、訂正、利用停止、消去等の義務を負わない場合は、この限りではありません。

5. 個人情報の提供

当協会は、ご利用者様の個人情報については、個人情報保護法その他の法令に基づき開示が認められる場合を除くほか、あらかじめご利用者様の同意を得ないで、第三者に提供しません。但し、次に掲げる場合は、この限りではありません。

①当協会が個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合。

②事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

③当協会で使用する商材の提供元(株式会社 Crazy Carats、福岡市中央区白金 1-18-37 アトゥウリエ薬院 606) と個人情報を共同利用する場合。

6. 個人情報保護方針の変更手続

当協会の事業内容の変化、及び、事業を取り巻く法令、社会環境、IT 環境の変化等に対応して、個人情報保護マネジメントシステムを継続的に見直し、改善するよう努めます。

当協会は、ご利用者様の個人情報の取扱いに関する運用状況を適宜見直し、必要に応じて、本方針を変更することがあります。本方針を変更した場合は、当協会のホームページ(http://bea-bodyjewelry.or.jp/)又は電子メールによってご利用者様にお知らせいたします。

7. お問合せ窓口

当協会が保有する個人情報に関するお問い合わせや苦情は、下記の窓口までお願い致します。

〒810-0012
福岡市中央区白金 1-18-37 アトゥウリエ薬院 606
一般社団法人ボディージュエリスト検定協会
個人情報保護管理者　池田 政次
TEL：092-791-1240(11 時～19 時 日曜定休)
E-Mail：info@bea-bodyjewelry.or.jp

2014 年 11 月 5 日制定

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会
代表　椛島 里枝

ご記入方法について

Eタイプ専用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収 加）
（ 兼 預金口座振替申込書）

平成　　年　　月　　日 → 日付をご記入下さい。

収納企業名
日本システム収納株式会社（ＮＳＳ）

どちらか

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名	みずほ　銀行／信託銀行／信用組合／その他	支店名	大手町　支店／御中
預金種目	1. 普通(総合)　(2.) 当座	口座番号（右づめ7桁でご記入ください）	0 1 2 3 4 5 6
フリガナ	エヌエスショウジ　（カ	金融機関へのお届出印	
口座名義人	（代表者名・肩書きのフリガナは不要です。） エヌエス商事株式会社 代表取締役　日本 太郎 ※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。		印

該当する項目を○で囲んで下さい。

右づめで記入し、余白は0で埋めて下さい。

該当する項目を○で囲んで下さい。

※銀行お届け印

振替日　27　日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

ゆうちょ銀行

種目コード	契約種別コード	通帳記号（左づめ）	通帳番号（右づめ）
1 6 6	3 0	1 0 の	

口座名義人　カナ　お届出印

カナ欄は必須です。通帳記載どおりご記入ください。

金融機関受付印

取扱店日附印

払込日	27 日（ただし非営業日の場合は翌営業日）
払込先口座番号	00970-6-15938
払込先加入者名	日本システム収納株式会社

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替（自動払込）によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約（ゆうちょ銀行は除く）のうえ依頼します。

ー預金口座振替規定ー（ゆうちょ銀行は除く）

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄

（不備返却事由）
1. 預金取引なし　3. 印鑑相違
2. 記載事項等相違　4. その他
（店名、預金種目、口座番号、口座名義）　（　　）
（備　考）

検印　印鑑照合　受付印

【収納企業使用欄】

口座振替依頼者ご記入欄

ご住所	郵便番号　５６４－８５２３ 吹田市江坂町１－２３－１０１　電話番号　（０６）６３８６－５７０２
申込者	エヌエス商事株式会社　代表取締役　日本 太郎 下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。

お申込者の署名、捺印をお願いします。

＜個人情報の取扱いについて＞

当団体は個人情報を業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は業務遂行のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》
①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
③日本システム収納株式会社に関する各種商品・サービスのご提供・案内
④その他上記①～③に関連・付随する業務

日本システム収納株式会社（ＮＳＳ）は、当団体の委託により口座振替のみ行うものであり、契約内容に関する責任はすべて当団体に帰属します。
また、契約内容等に関するお問合せは当団体までお願いします。

団体記入欄

団体名	（例）　○×不動産株式会社	団体コード	0938000
加入者番号		所属コード	

（１）お届印欄には必ず金融機関の届出印を捺印してください。
（２）訂正個所がある場合は金融機関届出印を訂正印として捺印してください。
（３）フリガナの濁点、半濁点は１字分として記入してください。
（４）預金口座振替依頼書原本は、必ず団体様へご提出ください。
（５）法人名の場合の省略方法（省略）

○○株式会社 → ○○(カ	株式会社○○ → カ)○○	社団法人○○ → ｼﾔ) ○○
○○有限会社 → ○○(ユ	有限会社○○ → ユ)○○	医療法人○○ → ｲ)　○○
○○合資会社 → ○○(シ	合資会社○○ → シ)○○	宗教法人○○ → ｼｭｳ)○○
○○合名会社 → ○○(メ	合名会社○○ → メ)○○	学校法人○○ → ｶﾞｸ)○○
		財団法人○○ → ｻﾞｲ)○○

Eタイプ専用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収 加）

（兼 預金口座振替申込書）

平成　　年　　月　　日

収納企業名

日本システム収納株式会社（ＮＳＳ）

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名		銀行 / 信託銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / その他	支店名		支店 御中
預金種目	1. 普通(総合)　2. 当座	口座番号(右づめ7桁でご記入ください)			
フリガナ				金融機関へのお届出印	
口座名義人	（代表者名・肩書きのフリガナは不要です。） ※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。			印	

振替日　27　日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

お届出印をご捺印ください。

金融機関受付印

ゆうちょ銀行

種目コード	契約種別ｺｰﾄﾞ	通帳記号（左づめ）	通帳番号（右づめ）
1 6 6	3 0	1 ＿＿＿ 0 の	＿＿＿＿＿＿

口座名義人	ｶﾅ	お届出印

払込日	27 日（ただし非営業日の場合は翌営業日）		
払込先口座番号	00970-6-15938	払込先加入者名	日本システム収納株式会社

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替（自動払込）によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約（ゆうちょ銀行は除く）のうえ依頼します。

ー預金口座振替規定ー（ゆうちょ銀行は除く）

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄

（不備返却事由）
1. 預金取引なし　3. 印鑑相違
2. 記載事項等相違　4. その他
（店名、預金種目、口座番号、口座名義）　（　　）
（備　考）

検印 / 印鑑照合 / 受付印

【収納企業使用欄】

口座振替依頼者ご記入欄

ご住所	郵便番号　－ 電話番号　（　　）
申込者	㊞ 下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。

必ずご記入、ご捺印ください。

日本システム収納株式会社（ＮＳＳ）は、当団体の委託により口座振替のみ行うものであり、契約内容に関する責任はすべて当団体に帰属します。
また、契約内容等に関するお問合せは当団体までお願いします。

＜個人情報の取扱いについて＞

当団体は個人情報を業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は業務遂行のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》
①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
③日本システム収納株式会社に関する各種商品・サービスのご提供・案内
④その他上記①～③に関連・付随する業務

団体記入欄

団体名	Ｄｅｓｅｒｔ Ｒｏｓｅ協会　Ｕｐ　Ｒｏｓｅ	団体コード	0941785
加入者番号		所属コード	

＜不備返送先（金融機関用）＞
〒564－8523
吹田市江坂町1丁目23番101号
日本システム収納株式会社
電話（06）6386-5702